

震災編

付編・東海地震に係る周辺地域としての対応計画

風水害等編

大規模事故編

放射性物質事故編

第1章 総則	第1節 計画の目的	放-1
	第2節 基本方針	放-1
	第3節 事故の想定	放-1
第2章 予防対策	第1 放射性物質取扱者の責務	放-3
	第2 実態の把握	放-3
	第3 情報収集・連絡体制の整備	放-4
	第4 応急活動体制の整備	放-4
	第5 避難体制の整備	放-4
	第6 防災教育・訓練の実施	放-4
第3章 応急対策	第1 情報収集・伝達	放-5
	第2 応急対策活動	放-5
	第3 警戒本部・災害対策本部の設置	放-6
	第4 放射性モニタリング活動	放-6
	第5 広報活動	放-6
	第6 避難措置・飲料水等の摂取制限	放-7
	第7 広域避難者の受入れ	放-8
第4章 復旧・復興計画	第1 除染措置	放-9
	第2 制限措置の解除	放-9
	第3 健康管理	放-9
	第4 風評被害対策	放-9
	第5 廃棄物等適正な処理	放-9

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、放射性物質事故の発生に伴う被害の拡大を防止し、放射性物質事故からの復旧・復興を図るための必要な対策について、市及びその他関係機関がとるべき措置を定め、市民の生命、身体及び財産を放射性物質災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

本市には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に規定されている原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素を取り扱う事業所が存在する。

また、本市は「[原子力施設等の防災対策について原子力災害対策指針](#)」（平成24年10月31日制定昭和55年6月30日（原子力規制委員会）原子力安全委員会決定）[の](#)に規定される、[実用発電用原子炉に係る原子炉施設から5キロ圏の「実用発電用原子炉に係る原子炉施設に係る予防的防護措置を準備する区域」（PAZ）と、30キロ圏の「緊急防護措置を準備する区域」（UPZ）](#)「[防災対策を重点的に実施すべき地域（EPZ）](#)」「[緊急防護措置を準備する区域（UPZ）](#)」に入っていない。

更に、核燃料物質や放射性同位元素（以下「放射性物質」という。）の取り扱いや運搬等は、国の所掌事項となっており、県及び市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していないが、過去の事例からも放射性物質事故による住民等への影響の甚大性に鑑み、本計画を定めるものである。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故による放射性物質による環境汚染災害を踏まえ、その対策を定めるものとする。

第3節 事故の想定

1 放射性物質取扱事業所における事故

市内に所在する放射性物質取扱事業所は、医療機関及び試験研究機関等であることから、これらの事業所においては、臨界事故のように大量の放射線が放出される事故の可能性は低いと考えられるため、地震等の自然災害等に起因する事故を想定する。

2 核燃料物質等の輸送中における事故

核燃料物質の輸送に関しては、その時期やルート等が非公開であるが、茨城県の原子力施設への輸送車両が市域内を通過する可能性が極めて高いことから、陸上輸送中の車両事故による低濃縮ウラン等が露出する最悪の事態を想定する。

3 原子力施設における事故

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、本市は水道水の摂取制限、風評被害、土壌等の除染、汚染された廃棄物の処理等に問題が生じたところである。

このため、茨城県等に立地する原子力災害対策特別措置法に規定される原子力事業所が、地震、火災、人為的ミス等によって発生する事故を想定する。

第2章 予防対策

担当部局	関係機関
総務部、環境部、消防局	原子力事業者、放射性物質取扱事業者、国、県、柏警察署

第1 放射性物質取扱事業所の責務

放射性物質取扱事業者は、関係法令等を遵守し、事故対応計画の策定、監視体制の強化及び従業員等の教育・訓練等の充実に努めるとともに、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資材等、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能・放射線測定用具、除染のための資材等及び放射性物質による汚染の拡大防止体制の整備に努めるものとする。

第2 実態の把握

1 放射性物質取扱事業所の把握

放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に実施するため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 放射線量の把握

(1) 環境放射線モニタリング

平常時から県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して市域における空間放射線量率の水準を把握し、緊急時における基礎データとする。

(2) 放射線測定器の整備

放射性物質や放射線による事故が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備するものとする。

3 検査体制の把握

被ばく者等の検査や収容ができるようあらかじめ医療機関における検査体制・収容体制把握するとともに、一定水準をうわまわ上回る放射線の被ばく者等の緊急対応についての収容計画の整備を図る等、不測の事態に備える。

第3 情報収集・伝達体制の整備

1 関係機関との連絡体制

市は、国、県、柏警察署、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

2 市民等への伝達体制

市及びその他関係機関は、放射性物質災害が発生した場合に、住民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、住民等に提供すべき情報、伝達方法を整備しておくものとする。

第4 応急活動体制の整備

市（消防局）は、放射性物質災害の応急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資機材、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能・放射線測定用具、除染のための資機材及び放射性物質による汚染の拡大防止等体制整備に努めるとともに、平常時から救助・救急活動等に必要な資機材の使用方法等の習熟に努めるものとする。

また、放射性物質災害時に応急対策活動を効果的に行うため、市及び関係機関は、あらかじめ、事故警戒本部や災害対策本部の組織編成、広域応援体制を定める等、応急活動体制を整備する。

第5 退避体制の整備

放射性物質災害発生時に適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民や自主防災組織の協力を得て、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

特に、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する体制とする。

第6 防災教育・訓練の実施

1 職員への教育・訓練

応急対策活動の円滑な実施を期するため、関係職員に対し放射性物質事故に関する教育及び放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

2 市民への周知

市及びその他関係機関は、平常時から住民等の放射性物質災害に対する意識の向上を図るため、屋内退避や避難、被ばくを防ぐための飲食物摂取制限や避難時の服装等、緊急時にとるべき行動及び留意事項などについての広報活動を実施する。

第3章 応急対策

担当部局	関係機関
総務部、環境部、消防局、全部局	原子力事業者、放射性物質取扱事業者、国、県、柏警察署

第1 情報収集・伝達

1 放射性物質取扱事業所の事故

放射性物質取扱事業者は、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、または周辺環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、速やかに、市、柏警察署、国・県の所管部署に通報するものとする。

2 放射性物質運搬中の事故

原災法に規定されている原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、市、柏警察署、国・県の所管部署に通報するものとする。

3 原子力事業所の事故

原災法第15条の規定による原子力災害緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、市は県に情報収集を行うものとする。

4 未確認の放射性物質の発見

未確認の放射性物質が発見された場合、市は県・国に速やかに報告するものとする。

第2 応急対策活動

1 事業者による活動

(1) 放射性物質取扱事業所における事故

放射性物質取扱事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

(2) 放射性物質運搬中における事故

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託されたものは、立入制限区域の設定、汚染、漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、放射性物質事故の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者による要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

2 市による活動

(1) 消火活動

事業者は、作業従事者等の安全を確保するとともに迅速に消火活動を行うものとする。

市（消防局）は、事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火方法を決定するとともに、被災者及び職員の安全確保に努め迅速に対応するものとする。

(2) 救助・救急活動

市（消防局）及びその他関係機関は、その役割に応じて被ばく者、負傷者への救助・救急活動を実施する。また、市は広域支援が必要と認める場合は、医療機関等に対し、患者受け入れを要請し、消防局等により傷病者を迅速に医療機関に搬送する。

(3) 退避誘導

周辺住民等の退避が必要な事態が発生した場合は、速やかに退避施設を決定するとともに住民への周知及び退避施設への誘導を実施する。

(4) 汚染状況検査

事故現場周辺の汚染状況を迅速に検査するとともに、国・県の指示または指導・助言等に基づき、周辺住民等に対する検査を実施する。

第3 警戒本部・災害対策本部の設置

放射性物質取扱事業者等から通報があったときは直ちに警戒本部を立ち上げ、必要に応じて災害対策本部を設置する。

原子力災害緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は市民等の安全確保のために市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を設置し、県と連携して、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を実施する。

第4 緊急時における放射線モニタリング活動

県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して空間放射線量率を把握するとともに、県と連携しながら専門家の指導や助言のもと、放射線測定器等による緊急時のモニタリング活動を実施する等、放射性物質による環境への影響等について把握するものとする。

第5 広報活動

放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

第6 避難措置・飲料水等の摂取制限

県が発信する情報やモニタリング結果等から、「原子力災害対策指針」における防護措置の判断基準である運用上の介入レベル（OIL）に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して屋内退避等の措置を講ずるものとする。

また、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

なお、飲料水の摂取制限時は、井戸水等を活用した応急給水を実施する。（大規模事故編第2章第6節のとおり）

【OILと防護措置について】

原子力災害対策指針（平成27令和元年8月7月26日3日修正）より

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。

基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、 その他	
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

(単位：μSv/h=毎時マイクロシーベルト、Bq/kg=ベクレル)

【食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対 象	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
放射性セシウム (セシウム134及びセシウム137)	10 Bq/kg	50 Bq/kg	50 Bq/kg	100 Bq/kg

【O I L】

- 運用上の介入レベル(Operational Intervention Level)：防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などより求めたレベル

第7 広域避難者の受入れ

1 避難者の受入れ調整と施設の提供

同時被災等で受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れ、施設を提供するものとする。

2 広域避難者への支援

市は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

(1) 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所地）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

市では、避難者が避難元市町村からの公共サービスや情報を受けられるよう、避難者に「全国避難者情報システム」への登録を促す。

(2) 住宅等の滞在施設の提供

避難者の生活環境を整えるため、**公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。**

第4章 復旧・復興対策

担当部局	関係機関
環境部、全部局	原子力事業者、国、県、協定締結自治体、医療機関

第1 除染措置

放射性物質取扱事業者等は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

市は、国や県の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。なお、除染にあたっては、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染への対処のために策定した柏市除染実施計画(平成24年3月策定)の考え方を参考とする。

第2 制限措置の解除

県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

第3 健康管理

被災者の状況を把握するとともに、国・県の指示または指導・助言等に基づき、内部被爆検査の支援や健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

第4 風評被害対策

県や近隣市等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

第5 廃棄物等の適正な処理

国や県の指示、法令等に基づき、県や近隣市等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。